

厚生発 0219 第 26 号

令和 8 年 2 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布され、令和 9 年 1 月 1 日（第 4 条の改正規定については公布の日）に施行することとされたところです。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第一 改正省令の趣旨

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「がん登録法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、病院等は診療の過程で得た原発性のがんに関する同項各号に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届出することとなっている。

また、がん登録法第 8 条第 1 項の規定により、病院等から届出対象情報の届出を受けた都道府県知事は、当該届出対象情報について審査・整理の上、がん登録法第 5 条第 1 項各号に掲げる情報等（以下「登録情報」という。）を厚生労働大臣に提出することとなっている。

今般、都道府県等における審査・整理業務の効率化のため、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号。以下「がん登録法施行規則」という。）を改正し、届出対象情報及び登録情報について厚生労働省令で定める事項の見直しを行うものである。

第二 改正の内容

(1) がん登録法施行規則の改正

- 届出対象情報について、がん登録法第 6 条第 1 項第 9 号の厚生労働省令で定める事項として、がんに罹患した者の医療保険被保険者番号等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条第 1 項に規定する医療保険被保

険者番号等をいう。以下同じ。)を追加する。

- 登録情報について、がん登録法第5条第1項第10号の厚生労働省令で定める事項として、がん罹患した者の医療保険被保険者番号等及びID5（最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したもの）を追加する。

（2）生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の改正

- （1）の改正に伴い、厚生労働大臣等以外の者が事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合について定める生活保護法施行規則第22条の5第2項について、所要の改正を行う。

（3）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の改正

- （1）の改正に伴い、調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報並びに当該情報を収集する者として厚生労働省令で定める者について定める地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第8条第1項について、所要の改正を行う。

（4）その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第三 施行期日

この省令は、令和9年1月1日から施行する。ただし、（4）のその他所要の改正については公布日より施行する。